

議会運営委員会会議録

平成21年 3月25日(水)

(開会) 9:30

(閉会) 9:43

委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。人事議案について、執行部の説明を求めます。

市長

本日提案させていただきます11件の人事議案について説明させていただきます。まず、議案第53号につきましては、本市教育委員会委員として飯塚市新飯塚6番16号 井上有比古氏を同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。次に、議案第54号から議案第62号までの9件につきましては、本市固定資産評価審査委員会委員といたしまして、飯塚市仁保349番地 荻野紘一氏、飯塚市片島1丁目4番11号 松尾年勝氏、飯塚市柏の森250番地5 柳田光重氏、飯塚市弁分243番地2 相良須恵氏、飯塚市山口370番地1 右橋政博氏、飯塚市上三緒525番地1 大塚修一氏、飯塚市伊川772番地 瀬在丸政美氏、飯塚市大日寺512番地16 川邊拓也氏、飯塚市菰田東2丁目6番20号 牛島光一氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。次に、議案第63号は、平成21年6月30日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市長尾498番地 中野ナヲミ氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

以上、人事議案11件を提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、人事議案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

議会事務局次長

只今市長から説明がありました、議案第53号から議案第63号の以上11件につきましては、各委員長報告・質疑・討論・採決のあとに上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略し、本会議において採決を行い、採決の方法は起立採決としていただいております。

ご審議方よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。人事議案の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、人事議案の取り扱いについては、そのように決定いたしました。次に、議員提出議案の取り扱いについて、先ず「議員提出議案第2号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」の取り扱いについて事務局に説明させます。

議会事務局次長

先に開催されました代表者会議におきまして、常任委員会の構成を現在の、総務委員会、厚生文教委員会、市民経済委員会、建設委員会から、総務委員会、厚生委員会、市民文教委員会、経済建設委員会へと再編することが了承されましたので、お手元に配布いたしております本案を提出するものであります。なお、この議案の取り扱いについては、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、提案理由説明、質疑の後に、委員会付託を省略することをおはかりいただき本会議即決としていただいております。

ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議員提出議案第2号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」の取り扱いについて事務局説明のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。次に、意見書案に対する各会派のご意見を事務局から報告させます。

議会事務局次長

お配りしております意見書案の賛否一覧表をご覧くださいと思います。一覧表に記載の(1)の「障害者自立支援法の見直しを求める意見書(案)」、(2)の「今後の保育制度の検討に係る意見書(案)」、(3)の「地方財政制度の抜本的な改革を求める意見書(案)」、(4)の「年金記録問題の速やかな解決を求める意見書(案)」、(5)の「医療提供体制の拡充に関する意見書(案)」、(6)の「教育予算の大幅な拡充及び高校教育の無償化を求める意見書(案)」、(7)の「子育て支援策の拡充を求める意見書(案)」以上7件につきましては、全会派が賛成でございました。次に、(8)の「緑の社会」への構造改革を求める意見書(案)」につきましては、新政会、新政クラブ、政和クラブ、大志会、同志会、未来、民友クラブ、明飯クラブが賛成で、日本共産党が反対でございました。次に、(9)の「内需主導経済へ抜本的な体質改善を求める意見書(案)」につきましては、新政会、新政クラブ、政和クラブ、大志会、同志会、民友クラブ、明飯クラブが賛成で、公明党が反対で、未来が賛否につきましては、会派内で調整がつかないとのことでした。次に、(10)の「介護保険制度の抜本の見直しを求める意見書(案)」につきましては、新政会、新政クラブ、政和クラブ、大志会、同志会、未来、民友クラブ、明飯クラブが賛成で、公明党が反対でございました。

以上で報告を終わります。

委員長

意見書案10件及び条例改正案1件に対する各会派の賛否は、ただいま報告があったとおりでございますので、議員提出議案の取り扱いについておはかりいたします。「障害者自立支援法の見直しを求める意見書の提出」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、厚生労働大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「今後の保育制度の検討に係る意見書の提出」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、厚生労働大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「地方財政制度の抜本的な改革を求める意見書の提出」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「年金記録問題の速やかな解決を求める意見書の提出」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「医療提供体制の拡充に関する意見書の提出」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「教育予算の大幅な拡充及び高校教育の無償化を求める意見書の提出」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「子育て支援策の拡充を求める意見書の提出」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、少子化・男女共同参画担当大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出」については、八児委員が提出者となり、秀村委員、後藤委員、佐藤委員、安藤委員、上野委員、江口委員、市場委員、芳野委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、環境大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「内需主導経済へ抜本的な体質改善を求める意見書の提出」については、川上委員が提出者となり、秀村委員、後藤委員、佐藤委員、安藤委員、上野委員、市場委員、芳野委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、農林水産大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書の提出」については、川上委員が提出者となり、秀村委員、後藤委員、佐藤委員、安藤委員、上野委員、江口委員、市場委員、芳野委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。次に、議案第35号の採決について事務局に説明させます。

議会事務局次長

「議案第35号 飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、先の総務委員会において修正可決となっております。よって、この議案の採決についてですが、総務委員長報告の後に、委員長報告に対する質疑、修正案及び原案に対する討論を行った後に、先ず修正案から採決を行い、修正案が否決されたならば原案について、修正案が可決されたならば修正部分を除く原案について採決を行っていただいております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第35号の採決については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。